

国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁からのヒアリング (議事録)

(開催要領)

日時 平成 25 年 12 月 19 日 (木) 12:00~12:15

場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

田尻 直人 国土交通省道路局路政課長

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣官房地域活性化統合事務局長代理

福島 直樹 内閣官房地域活性化統合事務局次長

福浦 裕介 内閣官房地域活性化統合事務局次長

藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

宇野 善昌 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

(議事次第)

1 開会

2 議事 エリアマネジメントの民間開放（道路の占用基準の緩和）

3 閉会

○藤原参事官 では、よろしいでしょうか。

今日 2 番目の議題でございますけれども、道路法の特例措置につきまして関係の政令がございます。その内容につきまして道路局の関係者の方々に御説明いただきます。よろしくお願ひいたします。

では、座長、すみませんが、よろしくお願いします。

○八田座長 では、どうぞよろしくお願ひいたします。

○田尻課長 国土交通省道路局です。よろしくお願いします。

それでは、私から説明をさせていただきます。概要は、以前法案を説明したときに提案したとおりでございますけれども、法律の 17 条に基づく道路法の特例でございます。いわゆるエリアマネジメントということでございますが、具体的には、法律としましては、いわゆる道路以外の場所にほかに余地がないという要件、これを除外するということで、円

滑に占用の許可を与えることができるようになりますという特例であります。具体的な施設の内容につきましては政令に委任するという形になっておりますので、今般この政令案を準備しているという状況にございます。

これまで具体的には、民間の事業者の方からの提案なりが直接私どもに来ているわけではございませんけれども、以前、夏ぐらいの段階で国家戦略特区の制度設計をするときに、民間事業者の方から提案が出ていたのを私どもは承知しておりますので、それを拝見した上で、大体こういったところかなというものを現在想定して作業をしております。

提案の中の一つが広告あるいは看板といったもので、いわゆる街のにぎわいなどに寄与するといったものがあったかと思っております。こういったものにつきまして、これまで都市再生の特例でも同様の事例があるというところでございます。

また、最近は、いわゆる運輸事業者の行うバスではなく、民間の事業者が地域サービスとして無料巡回バスといったものをやるというのが間々見受けられると思うのですが、そういうもののバス停も提案にございました。それと、よく言われますオープンカフェといったものもありました。

それと、提案の中にありましたのは、レンタサイクル。最近、環境に対する関心も高まっているということで、自転車というのが非常に使われていますが、こういった自転車を使って街の中を楽しんでいただく。そういうレンタサイクル事業という提案もございました。

それから、もう少し包括的な提案かと思いますが、単発のイベントとか国際的な会議といったものを行うという提案もございましたので、そういう場合も想定して対象にしたいと考えておるところでございます。

対象につきましては、これまで私どもが提案を拝見する限り、ほぼ何でもできるというイメージになるのかなと思っておりますが、今後、それでは足りないという話があれば、そこは随時対応してまいりたいと考えておる状況でございます。

もう一点の政令事項としましては、いわゆる最低限必要な基準も併せて政令に落とされております。例えば、当然一般の方も通行されますので、最低限の幅員を確保するとか、看板の場合であると、車道を通行する車両から見て安全上良くないこともあります。こういった措置も講じられているということ、これも政令で規定することを考えております。

この基準につきましては、都市再生特別措置法でも全く同様の基準を設けておりまして、特にそれでこれまで円滑に動いていると承知していますので、基本的には同じ内容を規定してまいりたいと考えておるところでございます。

スケジュールは、今後、全体のスケジュールに合わせて私どもは対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

車両から見て安全上良くないというのは、例えばどういうものが困るのか。

○田尻課長 例えば、イベントなどの告知のようなものを歩道上に置く場合に、車道に向けて看板を置いたりすると運転手さんの視界に直接入ってしまいますので、車道に向けて置くとか、そういうのは避けていただきたいという内容でございます。

○八田座長 全体的に許可をするというのは行政の責任で、今まででは空地がある申請については、許可するも何も最初から検討しなかった。今回は検討しましようという話ですね。

○田尻課長 おっしゃるとおりでございます。

○八田座長 だから、ニューヨークでやっているようなこういうことに関する許可権限 자체を地元に落とすというようなことは、日本ではまだあまりやっていないということ。

○田尻課長 それはまさに、前回、前々回もいろいろ御議論いただいたところでありますけれども、許可権限については従前どおりです。ただし、今回、この国家戦略特区法の私どもの理解としましては、前回も御案内のとおりでございますが、特区の地域で民間事業者も入った母体ができまして、そこで計画をつくっていただくということですので、当然、そこで民間も入った方の作る計画は基本的にそのまま許可をするという流れであります。

○八田座長 なるほど。あそことリンクしているわけですね。

○田尻課長 今回の大もとになる協議会なりで計画を作るというのに、まさにぶら下がっているということでございます。

○八田座長 ある意味ではワンストップ的な要素もできるわけです。ただし、これがないとそもそも使えないから、ここの許可を入れることにして、区域計画が適正に機能しやすいようにしましょうと。そういうことですね。

○田尻課長 おっしゃるとおりでございます。

○八田座長 分かりました。どうもありがとうございました。

○田尻課長 よろしくお願ひします。

○八田座長 最後に一つだけ。

無料巡回バスのバス停の設置という話がありましたけれども、長距離バスのバス停は前は結構便利だったのに、最近制限するようになりましたね。あれは入らないということですか。

○田尻課長 この点を若干補足させていただきますと、通常の長距離バスとか深夜バスは当然どこでもバス停を道路上に置いています。ここはどの道路管理者でも、当然道路上になければいけないというのは明確でありますので、そこは現行法でも特に問題なく対応させていただいている。

ただ、現場で時々疑義が生じると聞いておりますのが、こういった民間が行うバスは本当に道路上にバス停がなければいけないのかということが議論になって、現場で道路管理者も地方もあれば国も両方あって、国は特にそれを問題にしていないと思うのですが、地方の道路管理者によっては許可できないという扱いをされているところもあると聞いているものですから、そこは統一的な扱いをしようという趣旨です。

○八田座長 分かりました。どうもありがとうございました。

○田尻課長 よろしくお願ひします。

○八田座長 それでは、どうもありがとうございました。